

## 【参考資料1】 家計基準

家計基準の適格者とは、**家族の総所得金額が収入基準額以下である者**をいいます。  
(ただし、免除枠に上限があるため、免除適格者が必ずしも収入基準額どおりの免除になるとは限りません。)

### ○ 総所得金額計算手順

総所得金額＝総収入金額－必要経費(下記ア)－特別控除額(下記イ)

※下記計算方法の具体例参照

ア 給与所得の必要経費(給与には、年金等を含む。)

収入金額	1,040千円以下	1,040千円超～2,000千円	2,000千円超～6,530千円	6,530千円超
控除額	収入金額と同額	収入金額×0.2+830千円	収入金額×0.3+620千円	2,580千円

### イ 特別控除額

就学者控除(兄弟等)	国公立大学	私立大学	私立専修	国公立高専	国公立高校	私立高校	中学校	小学校
自宅通学	590千円	1,010千円	720千円	360千円	280千円	410千円	160千円	80千円
自宅外通学	1,020千円	1,440千円	1,120千円	550千円	470千円	600千円		

国立学校在学者で前年度授業料免除を受けた場合の控除額は上表よりも小さくなります。

本人を対象とする控除	自宅通学 280千円	自宅外通学 720千円
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき380千円(その所得が380千円未満の場合はその所得金額)ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
母子・父子世帯	490千円(18歳以上の兄弟(就学者を除く)がいる場合等は控除の対象としません。)	
障害者のいる世帯	860千円(障害者1人につき)	
長期療養費、単身赴任経費、災害費は、特別に支出していると大学が認定した金額		

### ○ 収入基準額(授業料半額免除及び徴収猶予)

(カッコ内は全額免除収入基準額)

世帯数	学部別科	大学院修士課程 専門職学位課程	大学院博士課程
1人世帯	1,670( 880)千円以下	1,820( 960)千円以下	2,540(1,320)千円以下
2人世帯	2,660(1,400)千円以下	2,900(1,520)千円以下	4,040(2,120)千円以下
3人世帯	3,060(1,620)千円以下	3,340(1,770)千円以下	4,670(2,450)千円以下
4人世帯	3,340(1,750)千円以下	3,640(1,920)千円以下	5,070(2,660)千円以下
5人世帯	3,600(1,890)千円以下	3,930(2,080)千円以下	5,480(2,880)千円以下
6人世帯	3,780(1,990)千円以下	4,120(2,170)千円以下	5,740(3,020)千円以下
7人世帯	3,950(2,070)千円以下	4,320(2,260)千円以下	6,020(3,150)千円以下
8人以上は、1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	170( 80)千円	200( 90)千円	280(130)千円

#### ○モデルケース(適格者収入)

- ①学部生・自宅通学の場合 ②学部生・自宅外通学の場合  
③院修士・自宅通学の場合 ④院修士・自宅外通学の場合

ア. 2人世帯(本人・母)で、母が会社員の場合、家計基準の適格者となるのは母の給与収入が次の額以下の場合

- ①5,785千円以下 ②6,414千円以下  
③6,128千円以下 ④6,690千円以下 (金額は「収入」)

イ. 4人世帯(本人・父・母・妹)で、父が会社員、母が無職、妹が公立高校生(自宅通学)の場合、家計基準の適格者となるのは父の給与収入が次の額以下の場合

- ①6,457千円以下 ②6,920千円以下  
③6,780千円以下 ④7,220千円以下 (金額は「収入」)

ウ. 5人世帯(本人・父・母・祖父・祖母)で、父が自営業、母が無職、祖父母は年金受給者(年収100万円以下)の場合、家計基準の適格者となるのは父の営業所得が次の額以下の場合

- ①3,880千円以下 ②4,320千円以下  
③4,210千円以下 ④4,650千円以下 (金額は「所得」)

#### ○計算方法の具体例(5人世帯)

本人・・・学部生、自宅外通学

父・・・自営業所得3,000千円、年金収入1,500千円

母・・・自営業専従者給与収入960千円

兄・・・会社員給与収入2,000千円

弟・・・公立高校生、自宅通学

すべて千円単位で計算します。

ア 総収入金額 3,000+1,500+960+2,000=7,460千円

イ 給与所得の必要経費 △3,320千円

〔 父 1,500×0.2+830=1,130千円 母 960千円 〕  
〔 兄 2,000×0.2+830=1,230千円 〕

ウ 特別控除額 △1,380千円

〔 弟 就学者控除280千円 兄 所得控除380千円 〕  
〔 本人 自宅外通学720千円 〕

エ 総所得金額 7,460-3,320-1,380=2,760千円

半額免除収入基準額3,600千円→家計基準適格

全額免除収入基準額1,890千円→家計基準不適格